

広島市立広島市民病院医事業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院（以下、「広島市立広島市民病院」という。）は、地方独立行政法人化後、実施体制・管理会計・サービスの向上を図りながら、さらに効率的な病院運営を行い、市民に信頼され満足される質の高い医療の継続的・安定的な提供に努めている。

今回、医事業務の遂行に当たり、民間の優れた技術、ノウハウ等の導入を推進し、民間事業者と病院職員が一体となってサービスの提供を行いながら、経済的で質の高い業務の実施を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院医事業務

(2) 業務内容

「広島市立広島市民病院医事業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成33年3月31日まで

※ 契約締結の日から平成29年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 履行場所

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院

3 委託経費の提案見積上限額

4年間（履行期間）の委託経費の提案見積上限額は「782,907,172円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）」とする。

後記8(1)スの委託経費提案見積書は1年度当たりの見積金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

4 担当部署

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室医事課（以下、「事務室医事課」という。）

TEL 082-221-2291

FAX 082-223-5514

電子メール hiroshimin-hosp@hcho.jp

5 全体スケジュール

- ・ 公示日 平成28年12月14日（水）
- ・ 質問受付期限 平成28年12月27日（火）
- ・ 参加申込期限 平成29年 1月 6日（金）
- ・ 企画提案書提出期限 平成29年 1月13日（金）
- ・ プレゼンテーション 平成29年 1月18日（水）（予備日 平成29年1月23日（月））

- ・契約締結 平成29年 1月31日(火)(予定)
- ・履行開始 平成29年 4月 1日(土)

6 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 広島市税の納税証明書(写しでも可)

「平成〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写し。〔電子納税証明書は不可〕(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

※指定様式はA4判とする。

(2) 提出部数

1部

(3) 申込期間

公示日から平成29年1月6日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までの間を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

事務室医事課(上記4に同じ。)

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の様式

様式2を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から平成28年12月27日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 受付場所

事務室医事課(上記4に同じ。)

(4) 提出方法

質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)のホームページへ掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(様式3)に次の書類を添付し提出すること。提案者名(住所、商号・名称、代表者職氏名)の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 医事業務の受注実績(様式4)

- イ 従事者の配置計画（様式 5-1, 5-2）
- ウ 業務の受託準備（様式 6）
- エ 受託事業者（法人本社、支社等）の支援体制（様式 7）
- オ 従事者の資質向上（様式 8）
- カ 診療報酬請求事務の精度向上（様式 9）
- キ 診療報酬改定時の対応（様式 10）
- ク 査定・返戻への対応（様式 11）
- ケ DPC 業務への対応（様式 12）
- コ 緊急時等の対応（様式 13）
- サ 患者サービスの向上（様式 14）
- シ 個人情報保護の対応（様式 15）
- ス その他医事業務の提案（様式 16）
- セ 委託経費提案見積書（様式 17）

※指定様式は A4 判とする。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

(3) 提出期間

参加表明書等を事務室医事課に提出した日から平成 29 年 1 月 13 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び平成 28 年 12 月 29 日から平成 29 年 1 月 3 日までの間を除く毎日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(4) 提出場所

事務室医事課（上記 4 に同じ。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

9 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立広島市民病院医事業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。委員の職名は次のとおりである。

広島市民病院 病院長
広島市民病院 副院長
広島市民病院 看護部長
広島市民病院 事務室事務長
広島市民病院 事務室総務課長
広島市民病院 事務室医事課長
本部事務局 契約課長
安佐市民病院 事務室医事課長

(2) プレゼンテーション日程等

ア 日時

平成 29 年 1 月 18 日（水） ※予備日 平成 29 年 1 月 23 日（月）

イ 場所

広島市立広島市民病院 管理棟 4 階会議室

ウ 次第

- (ア) 事務室医事課からの説明
- (イ) 企画提案書による提案（1 提案者 20 分以内）
- (ウ) 質疑応答

- (エ) 提案者退場
- (オ) 審査 (提案者交代)

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等(例 パソコン、プロジェクターなど)を使用するときは、事前に事務室医事課に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者の人数は3人以内とすること。

(3) 審査基準

別添1のとおり

(4) 受託候補者の選定

ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。なお、応募参加資格を満たした者が1者であったときは、プレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

ウ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定する。

(ア) 各提案者の「企画提案に対する評価(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、その評価点の高い者

(イ) 上記(ア)の評価点が同点の場合は、くじにより決定する。

10 審査結果の通知

審査結果は、平成29年1月24日(火)までに、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立広島市民病院医事業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

平成29年1月31日(火) (予定)

(3) 履行開始

平成29年4月1日(土)

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書(案)」のとおり

(5) 契約保証金

契約締結日までに、1年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

12 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。